

地域防災計画修正の項目（令和4年度）

第1編 総則

第1章 計画の目的及び構成

| 項目 | 頁 | 内容 |
|--|-----|---|
| 第4節 計画の基本的な考え方 3 要配慮者や女性の視点に立った取り組み | 1-5 | ・項目を「要配慮者及び男女共同参画」に変更 ・内容を男女共同参画の視点に【修正】 |

第2章 減災に向けた役割分担

| 項目 | 頁 | 内容 |
|---|---------|--|
| 第1節 市及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第4 指定地方行政機関 | 1-14~18 | ・県と整合をとるため指定地方行政機関の記載順序を【変更】 ・関東総合通信局の事務内容【修正】 ・関東地方測量部、関東地方環境事務所、北関東防衛局【追加】 |
| 第7 指定地方公共機関 | 1-22 | ・（公社）千葉県看護協会【追加】 |
| 第8 公共的団体 | 1-24~25 | ・病院医療施設【追加】、学校法人【削除】 |
| 第2節 住民及び事業所等の責務 第1 住民 | 1-26 | ・「過去の災害から得られた教訓の伝承」の文言を追加し【修正】 |

第3章 市の概況

| | | |
|-------------------|------|---------------------|
| 第3節 社会環境 第3 交通 | 1-38 | ・圏央道、大網白里スマートIC【追加】 |
|-------------------|------|---------------------|

第2編 地震対策編

第1章 計画の前提

| 項目 | 頁 | 内容 |
|------------|-----|------------|
| 第2節 地震災害履歴 | 2-7 | ・災害履歴を【追加】 |

第2章 災害予防対策

| 項目 | 頁 | 内容 |
|-------------------------------------|------|--|
| 第1節 市及び地域の防災力の向上 (項目・担当表) | 2-13 | ・「防災教育」の項目【追加】 |
| 第1 市の防災力の向上 2 業務継続計画 3 応援受入計画 | 2-14 | ・重要6要素を追加し【修正】 |
| 第2 地域の防災力の向上 | 2-17 | ・「応援受入計画」を「災害時受援計画」【変更】 ・計画は令和4年3月に策定済み【修正】 |
| | | ・防災教育の重要性から「5防災教育」【追加】 |

| | | |
|---|-----------------------|---|
| 第2 地域の防災力の向上 | 2-17 | ■防災教育、広報内容と手段 「出前講座」の項目【追加】 |
| 第2節 地盤災害の予防 第5 地盤の液状化対策 | 2-22 | ・新設される幹線道路の液状化対策に【修正】 |
| 第3節 都市の防災性の強化 | 2-25 | ・都市の防災力の強化【修正】 |
| 第5 建築物等の耐震化・不燃化 1 建築物等の耐震化 | 2-34 | ・耐震化率100%【誤り・削除】 ・庁舎の耐震化の整備目標【追加】 |
| 第6 火災の予防 1 出火防止措置 | 2-37 | ・住宅用火災報知器の設置、感震ブレーカーの設置【追加・修正】 |
| 第4節 防災拠点施設等の整備 第1 防災拠点施設の整備 1 防災拠点の確保 | 2-39 | ・災害廃棄物仮置場候補地を列挙【修正】 |
| 2 防災拠点施設の整備 | 2-40 | ・南消防署白里出張所は整備済み【修正】 |
| 第5節 通信体制の整備 第1 情報通信体制の整備 | 2-44 | ■整備予定の通信体制 ・「消防通信体制の整備」の内容に消防救急デジタル無線を【追加】 |
| 第2 情報通信体制の整備 6 千葉県震度情報ネットワークシステムの活用 | 2-46 | ・千葉県→千葉県【誤り・修正】 |
| 第7節 応急対策のための環境整備 第2 緊急輸送体制の整備 1 緊急輸送体制の整備 | 2-35 2-52 2-127 | ・県が指定する緊急輸送道路（圏央道、主要地方道千葉大網線）を【追加】 |
| 第3 給水体制の整備 | 2-54 | ・「1 飲用水の確保」の内容【修正】 ・「3 生活用水の確保」の項目【追加】 |
| 第8節 要配慮者の安全確保 (項目・担当表) | 2-58 | ・「個別避難計画の作成」の項目【追加】 ・担当【修正】 |
| 第1 避難行動要支援者への対策 | 2-59 | ・個別避難計画の作成を記載【修正】 |
| 1 避難行動要支援者名簿の作成 及び管理 | 2-59 | ・避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲の表現【修正】 |
| 1 避難行動要支援者名簿の作成 及び管理 | 2-60 | ・個別避難計画の作成【追加】 ・要配慮者へ配慮した避難所の確保【修正】 |
| 第9節 帰宅困難者対策 | 2-64 | ・千葉県帰宅困難者・滞留者対策に関する基本指針の改正【修正】 |

第3章 災害応急対策

| 項目 | 頁 | 内容 |
|---|---------|-------------------------------|
| 第1節 災害応急活動体制 第2 職員等の配備・参集 1 職員等の配備・参集 | 2-71~72 | ・災害警戒本部の本部連絡員を「配備なし」に【修正】 |
| 第3 災害警戒本部と災害対策本部 4 本部の組織 | 2-85 | ・廃棄物担当の役割【修正】 ・救護本部の設置【修正】 |
| | 2-86 | ・環境衛生担当の役割【修正】 |

| | | |
|---|---------------|---|
| 第2節 情報の収集・伝達 第2 避難指示・緊急安全確保 2 発令権者及び要件 | 2-96 | ・基本法60条5項を6・7項に【誤り・修正】 |
| 第3節 災害情報等の把握と広報 第1 被害情報の把握・調査・報告 2 被害調査 | 2-104 | ・災害廃棄物の調査を災害廃棄物担当に一元化【修正】 |
| 第6節 地震避難対策 〈方針・目標〉 | 2-129 | ・明確な「避難所開設基準」が無いため、「避難所開設基準」に基づきを【削除】 |
| 第2 避難行動・避難誘導 2 避難誘導 | 2-134 | ・「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(内閣府)の改正【修正】 |
| 第5 避難所の運営 6 感染症等の対策 | 2-138 | ・避難所運営委員会→避難所運営員会【誤り・修正】 |
| 第7節 要配慮者の安全対策 〈方針・目標〉 | 2-139 | ・担当【追加】 ・個別避難計画を記載【修正】 |
| 第1 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導 | 2-140～ 141 | ・避難誘導に個別避難計画を記載【修正】 ・緊急入所を「検討」→「行う。」【修正】 |
| 第2 避難所での支援 4 外国人に対する対応 | 2-142 | ・制約→状況【誤り・修正】 |
| 第4 避難所から福祉避難施設への移送 | 2-143 | ・市は、車椅子付き移送用車両による移送又は貸出を行う。【修正】 |
| 第6 社会福祉施設における災害時の対応 | 2-144 | ・社会福祉施設は～、語順の変更による【修正】 |
| 第8節 応急医療救護活動 〈方針・目標〉 | 2-145 | ・県災害医療救護計画と整合をとるため、救護本部を設置【修正】 |
| 第1 応急医療活動 2 救護所の設置 | 2-146 | ・災害対策本部→市が設置する救護所【修正】 |
| 第1 応急医療活動 第2 避難所等での保健衛生活動 | 2-146～ 151 | ・災害医療部(本部班)、災害医療部(総括担当)→災害医療部(救護本部)【修正】 |
| 第1 応急医療活動 2 救護所の設置 | 2-146 | ・「災害対策本部(災害警戒本部)」を「市が設置する救護所」に【修正】 |
| 3 災害派遣医療チーム(DMAT)等の派遣及び医薬品等の要請 | 2-147～ 148 | ・災害派遣精神医療チーム(DPAT)を記載【追加】 |
| 第10節 物資供給対策 (項目・担当表) | 2-158 | ・担当を避難所運営部から事務局(物資班)に、事務局(指揮班)を追加【修正】 |
| 〈方針・目標〉 | 2-158 | ・応急給水マニュアルに整合させ、応急給水所による給水に【修正】 |
| 第1 物資供給に係る基本的な考え方 2 市における調達の考え方 | 2-159 | ・千葉県大規模災害時応援受援計画との整合させ、県に物資供給の要請を追加【修正】 |
| 第2 避難所運営用物資の確保・供給 2 物資の調達 | 2-160 | ・県大規模災害時応援受援計画との整合と物資調達・輸送等支援システムの活用【修正】 |
| 3 物資の供給 | 2-160 | ・物資の配置等の指示に事務局(指揮班)を【追加】 |
| 第3 飲料水の確保・供給 | 2-162～ 163 | ・策定した応急給水マニュアルの取り込み【修正】 |

| | | |
|--|---------------|---|
| 第5節 医薬品医療資機材等の確保供給 2 血液製剤等の確保 | 2-167 | ・総括担当を救護本部に【修正】 |
| 第12節 広域応援要請 第3節 県及び公共機関等への職員派遣要請、職員斡旋依頼 | 2-177 | ・「被災市町村応援職員確保システム」を「応急対策職員派遣制度」に【修正】 |
| 第13節 清掃対策 | 2-180 | ・「清掃対策」を「廃棄物の処理及び清掃」に【修正】 |
| 第13節 清掃対策 (項目・担当表) | 2-180 | ・「災害廃棄物処理計画」に基づき項目を整理【修正】 ・廃棄物処理の担当を明確化【修正】 |
| <方針・目標> | 2-180 | ・備蓄トイレの種類に整合 |
| 第1節 し尿の処理 第2節 清掃 | 2-181～ 183 | ・山武郡市広域行政組合（環境アクアプラント）に【修正】 ・「災害廃棄物処理計画」を以下のとおり取り込み【追加・修正】 (「清掃計画」を「災害廃棄物処理計画」に表題・内容を変更、「第3生活ごみ・避難所ごみの処理」及び「第4災害廃棄物の処理」を記載) |
| 第3節 障害物の処理 | 2-185～ 186 | ・撤去の対象物を「1実施体制」に転載【修正】 ・建築物解体に伴うがれき等の処理を「第4災害廃棄物の処理 3損壊家屋等の撤去等」に転載【修正】 ・「5環境汚染の防止対策」を「第4災害廃棄物の処理」に移項【修正】 |
| 第18節 帰宅困難者対策 <方針・目標> | 2-214 | ・千葉県帰宅困難者・滞留者対策に関する基本的指針（平成29年3月）に【修正】 |
| 第19節 文教・保育対策 第5節 社会教育施設等の対策 | 2-224 | ・「学校施設の応急修理に準じて修理を行い」を「応急修理を行い」に【修正】 |

第4章 災害復旧計画

| 項目 | 頁 | 内容 |
|--------------------|-------|--------------------|
| 第1節 住民生活安定のための措置計画 | 2-228 | ・対象者、目的【修正】 |
| 4 被災者生活再建支援金の支給 | 2-229 | ・解体、長期避難【追加】 |
| | 2-230 | ・都道府県センターに名称変更【修正】 |
| 8 罹災証明書の発行 | 2-231 | ・住家の被害判定基準の変更【修正】 |

附編1 東海地震に係る周辺地域としての対応計画

第3章 警戒宣言発令に伴う対応措置

| 項目 | 頁 | 内容 |
|-------------------------------|-------|------------------|
| 第5節 公共輸送対策 1 東日本旅客鉄道(株)の措置 | 2-261 | ・総武本線→外房線【誤り・修正】 |

第3編 津波対策編

第1章 計画の前提

| 項目 | 頁 | 内容 |
|---|-----|---|
| 第3節 津波災害と被害の想定 第1 市における津波被害と被害想定 1 大網白里市津波ハザードマップ | 3-5 | ・「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく最大クラスの津波ハザードマップの公表【修正】 ・ハザードマップの【修正】 |

第2章 災害予防計画

| 項目 | 頁 | 内容 |
|--|------|----------------------------|
| 第1節 津波に関する知識の啓発及び防災意識の醸成 第2 情報の伝達 | 3-10 | ・「(4) 津波避難行動に関する知識」の内容【修正】 |
| 第2節 津波避難対策 第1 津波避難体制の整備 3 住民等の避難への支援 | 3-13 | ・白里保育所入所の乳幼児の避難【追加】④ |

第3章 津波発生時の対策

| 項目 | 頁 | 内容 |
|-------------------------------|-------------|---------------------------|
| 第1節 自動配備による活動体制の構築 <方針・目標> | 3-15 | ・組織体制の表現を他の災害対策編と整合【修正】 |
| 第2 職員等の配備・参集 1 職員等の配備・参集 | 3-18～ 19 | ・災害警戒本部の本部連絡員を「配備なし」に【修正】 |
| 第2 職員等の配備・参集 1 職員等の配備・参集 | 3-19 | ・■…全職員→●…全職員【誤り・修正】 |

附編1 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

| 項目 | 頁 | 内容 |
|---|------|---|
| 第1章 総則 第1節 推進計画の目的 第2節 定義 第3節 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域 第4節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 | 3-43 | ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画の目的、定義及び北海道・三陸沖後発地震注意情報の対応【追加】 |
| 第2章 「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の対応 第1節 対応方針 第2節 対応要領 | | |

第4編 風水害対策編

第1章 計画の前提

| 項目 | 頁 | 内容 |
|-----------------------------------|-------|------------------------------|
| 第3節 風水害と被害の想定 1 大網白里市洪水ハザードマップ | 4-6~7 | ・水防法改正に伴う浸水想定区域、ハザードマップの【修正】 |

第2章 災害予防対策

| 項目 | 頁 | 内容 |
|---|---------|--|
| 第2節 水害予防対策 第1 水害防止体制の整備 | 4-10 | 水害防止→水害予防【修正】 |
| 1 浸水予想区域の把握 | 4-10 | ・浸水予想区域→浸水想定区域【誤り・修正】 ・ハザードマップを修正済み【修正】 |
| 2 迅速かつ円滑な避難体制の整備 | 4-10 | ・洪水情報等の伝達手段【追加】 |
| | 4-10~11 | ・避難所から避難場所に【誤り・修正】 |
| | 4-11 | ・ハザードマップの修正に伴う浸水想定区域内の要配慮利用施設【修正】 |
| 第2 治水対策の推進 1 河川の整備 | 4-13 | ・高潮の表現【修正】 |
| 第4節 土砂災害予防対策 第1 土砂災害防止法に基づく対策の推進 | 4-18 | ・資料編参照が重複（P4-7）しているため【削除】 ・土砂災害防止法の指定の表現を【修正】 |
| 1 土砂災害防止法に基づく対策の推進 | | |
| 3 住民への公表 | 4-19 | ・防災マップ→ハザードマップ【修正】 |
| 4 ハザードマップ等による警戒区域・土砂災害警戒情報等の周知 | 4-19 | ・表題を「ハザードマップによる土砂災害警戒区域の周知等」に【修正】 |
| 第3 警戒避難体制の整備 2 警戒・避難・救護等緊急対策に関する体制整備 | 4-22 | ・要配慮者利用施設の避難確保計画の作成、情報伝達体制の整備を追加し【修正】 |

第3章 災害応急対策

| 項目 | 頁 | 内容 |
|---------------------------------|-------------|---|
| 第1節 災害応急活動体制 〈方針・目標〉 | 4-35 | ・組織体制の表現を他の災害対策編と整合【修正】 |
| 第2 職員等の配備・参集 1 職員等の配備・参集 | 4-37~ 38 | ・災害警戒本部の本部連絡員を「配備なし」に【修正】 |
| 第2節 情報の収集・伝達 第2 避難指示等の発令 | 4-48 | ・要配慮者利用施設への情報伝達を【追加】 |
| 第6節 避難対策 (項目・担当表) 〈方針・目標〉 | 4-57 | ・項目（避難誘導→避難支援）【修正】 ・〈方針・目標〉に避難行動要支援者の避難対策【追加】 |
| 第2 避難行動・避難誘導 2 避難行動要支援者の避難 | 4-58 | ・項目「第2 避難行動・避難誘導」を「第2 避難行動・避難支援」に【修正】 ・避難行動要支援者の避難支援は、地震対策編「第7節要配慮者の安全確保」を準用 |

第5編 大規模事故対策編

第1章 計画の前提

| 項目 | 頁 | 内容 |
|--------------------------------------|------|------------------------------------|
| 第3節 長期大規模停電対策計画 第2 予防対策 6 断水対策 | 5-13 | ・令和4年3月に「大網白里市応急給水マニュアル」を作成済み。【修正】 |

資料編

大網白里市地域防災計画 資料編 目次

| 項目 | 頁 | 内容 |
|--------|----|-----------------------------------|
| 5. その他 | 目次 | ・「5-7 要配慮者利用施設の名称及び所在地一覧」の項目を【追加】 |

5. その他

| 項目 | 頁 | 内容 |
|--------|------|---------------------------------|
| 5. その他 | 資-30 | ・「5-7 要配慮者利用施設の名称及び所在地一覧」表を【追加】 |